

指定給水装置工事事業者各種申請・届出に伴う提出書類チェック表

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課給水担当

事業者名	下水同時申請		有・無		必要書類早見表								
	希望連絡方法 (交付式日程調整等)		□会社の電話への連絡を希望 □担当者の携帯電話への連絡を希望		※ (法) は法人のみ、(個) は個人のみ必要な書類								
電話	担当者		交付式日程	平成 年 月 日 時 分	新規	変更				選主任・技術者 解任者	廃止・休止	再開	
FAX	携帯電話					※1 商号	所在地	代表者	役員				
E-mail													
書類等名称			確認事項	チェック									
指定の様式	① 指定給水装置工事事業者指定申請書		申請者「氏名又は名称」、「住所」が⑧登記簿謄本と合致しているか(法人のみ) 「代表者氏名」、「役員氏名」、「事業の範囲」が⑧登記簿謄本と合致しているか(法人のみ) ※「事業の範囲」記載事項が多い場合、水道の管工事は必ず記載してください ※個人の場合は、事業目的を明確に示すため「管工事業」、「水道工事施工」など 代表者印(丸印)が捺印されているか 「事業所の名称」、「事業所の所在地」が⑧登記簿謄本と合致しているか(法人のみ) 「主任技術者の氏名」、「主任技術者免状の交付番号」が⑩免状(写し)と合致しているか		○								
	② 誓約書		代表者印(丸印)が捺印されているか		○			○	○				
	③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		選任・解任のどちらかを丸で囲んでいるか(4箇所あり) 代表者印(丸印)が捺印されているか 給水装置工事主任技術者免状(写し)との照合(選任の場合のみ)		○※2						○※3		
	④ 機械器具調書		切断用機械器具、加工用機械器具、接合用機械器具、水圧テストポンプについて、それぞれ1種類以上記載されているか			○							
	⑤ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書		記載内容が⑧登記簿謄本と合致しているか(法人のみ) 変更のあった日から30日以内の提出か					○	○	○	○		
	⑥ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書		廃止・休止の日から30日以内の提出か、再開の日から10日以内の提出か									○	○
添付書類	⑦ 定款(写し)		原本に相違ない旨記載され、代表社印(丸印)が捺印されているか			(法)							
	⑧ 登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)		事業者名が登記簿に記載されていない場合は営業証明書も添付(法人のみ)			(法)	(法)	(法)	(法)	(法)			
	⑨ 住民票(写し)又は外国人登録証明書(写し)		(個人のみ)			(個)		(個)	(個)				
	⑩ 指定給水装置工事事業者証(原本)		新規又は変更登録の際に、企業団から交付されたもの									○	
	⑪ 事業所の案内図		事業所の位置を赤色で明示し、最寄駅を確認できるのが望ましい			○	○	○					
	⑫ 事業所の写真		看板を設置しているのであれば、看板が写っているもの			○							
	⑬ 機械器具の写真		機械器具調書に記載されている器具が写っているもの			○							
	⑭ 給水装置工事主任技術者免状(写し)					○※2					○※3		
	⑮ ポリエチレン管施工講習修了証(写し)		取出工事を行う場合は提出			○					○		
他	登録手数料		20,000円を申請書提出時にお支払いいただきます			○							

※1 有限会社から株式会社への変更を含みます。個人から法人への変更は、個人を廃止し法人で新規申請してください。

※2 指定日から2週間以内に提出してください。

※3 遅滞なく提出するものとし、一人もいなくなった場合は必ず2週間以内に提出してください。